

# 記載例

この記載例は、裁判離婚の場合です。

<b>離婚届</b>		受理 令和 年 月 日	第 号
令和 年 月 日届出	書類調査	戸籍記載	記載調査
あて先) 青森県弘前市長	調査票	附 票	住、民 票
通知			
(フリガナ) 夫 ヒロサキ ジョウ	妻 ヒロサキ サクラ		
氏 名 <b>弘前 城</b>	<b>弘前 桜</b>		
生 年 月 日 昭和 〇 年 〇 月 〇 日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日		
住 所 <b>弘前市大字白銀町</b>	<b>弘前市大字りんご町</b>		
(住民登録をして いるところ)	1 番地 1	2 番地 3	
(アパート名など)	番号		
本 籍 <b>弘前市大字白銀町</b>	1 番地 1		
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	番		
筆頭者の氏名 <b>弘前 城</b>			
父母及び養父母 の氏名	夫の父 <b>弘前 太郎</b>	続 き 柄 妻の父 <b>白神 富士男</b>	続 き 柄
父母との続柄	母 <b>弘前 花子</b>	長 男 母 <b>白神 雪子</b>	二 女
(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	養父	続 き 柄 養父	続 き 柄
	養母	養 子 養母	養 女
離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立	<input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立
	<input checked="" type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立	<input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾	<input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定
	<input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定	
婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子	<b>弘前一郎、弘前二郎</b>
同居の期間	平成 〇 年 〇 月 〇 日 から	平成 〇 年 〇 月 〇 日 まで	
	(同居を始めたとき)	(別居したとき)	
別居する前の 住 所	<b>弘前市大字白銀町</b>		
	1 番地1 弘前アパート 番 204号		
別居する前の 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
夫妻の職業	(国勢調査の年… 年の4月1日から翌年の3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
夫の職業	妻の職業		
その他			
届出人署名 (※押印は任意)	夫	妻	<b>弘前 桜</b>
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先	電話 080 - 9876 - 5432 妻
	夫 記入不要		

届出時に住民登録をしている住所を記入してください。  
お引越しや、世帯を別にするなど、住民登録が変更になる場合は、別に届出が必要です。離婚届のみでは住所は変更にはなりません。

離婚や死亡している場合でも氏名を記入してください。

消せるボールペンは使用できません。署名は必ず本人が自署してください。

未成年の子がある場合は、それぞれ親権を行う子の氏名をフルネームで記入してください。  
令和8年4月1日以降に提出する場合は、「離婚届の別紙」へ記入してください。

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインク筆頭者の氏名欄には、いる人の氏名を書いて外国人のうち、次の地国籍に代えて地域を記す  
1 台湾  
2 パレスチナ(ヨル)

### 届出時の本人確認

届出の際、窓口で本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)を提示いただき本人確認を実施しています。  
本人確認書類を提示できない場合でも届出はできますが、後日お知らせを送付させていただきます。

裁判離婚の場合、証人は不要です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名

婚姻により氏が変わった方の離婚後の本籍を記入します。  
戸籍に変動のある人が届出人の場合、もとの戸籍にもどるか新しい戸籍をつくるか選択できます。(もどる戸籍が既に除籍になっている場合は、もどれません)  
離婚後も婚姻中の氏を名乗りたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出する必要があります。  
戸籍に変動のある人が届出人ではない場合、原則、婚姻前の戸籍にもどります。  
届出人ではない人が新しい戸籍をつくる希望がある場合は、「その他欄」に新戸籍を編製する旨を記載し署名してください。  
例 「新戸籍編製の申出をします 新本籍 弘前市大字〇〇〇〇番地〇〇 弘前桜(署名)」  
なお、調停調書等に新戸籍を編製する旨、および新本籍の場所が記載されている場合はその他欄への記載は不要です。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

- 面会交流について取決めをしている。
- まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

経済的に自立していない子(未成年の子に限られます)

- 養育費の分担について取決めをしている。
- 取決め方法：公正証書 それ以外
- まだ決めていない。

未成年の子、経済的に自立していない子がいる場合は、こちら、または令和8年4月1日以降に提出する場合は「離婚届の別紙」へ記入してください。

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めが不明な場合、無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

◆住民登録変更の届出は、平日の午前8時30分～午後5時までになりますので、土曜・日曜・祝日及び時間外に離婚届を提出する場合には、後日改めて住民登録変更の届出をしてください。

必ず日中連絡がとれる電話番号を記入してください。